

業務及び財産の状況等に関する報告  
〔預金保険法第80条に基づく報告書〕

相 互 信 用 金 庫  
金融整理管財人

目 次

頁

<b>I. 管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等について</b>	
1. はじめに	1
2. 経営破綻の原因	1
(1) 当金庫をとりまく経営環境と経営状況	1
(2) 経営破綻に至った経緯	1
(3) 破綻に至った要因	2
3. 管理を命ずる処分までの状況	2
(1) 資本の状況	2
(2) 自己資本回復の断念	3
<b>II. 業務及び財産の状況について</b>	
1. 与信業務	3
2. 預金業務	3
3. 投資等業務	4
(1) 投資有価証券	4
(2) 商品有価証券	4
4. 固定資産等の状況	4
5. 不良債権の状況	4
<b>III. 事業譲渡等の見込みについて</b>	
1. 基本方針	5
(1) 早期譲渡	5
(2) 優良な顧客基盤・資産の維持	5
(3) 経費の削減	5
(4) 地域金融機能の維持	5
(5) 内部管理体制の整備	6
(6) 責任追及体制の確立	6
2. 具体的施策	6
3. 事業譲渡の見込み	6
<b>IV. 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について</b>	

## 1. 管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等について

### 1. はじめに

当金庫は、平成14年1月25日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し、「業務及び財産の状況を総合的に勘案し、当金庫の財産を以って債務を完済することが出来ない」旨の申出を行いました。

これを受けて、同日、金融庁長官より預金保険法第74条第1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

金融整理管財人は、預金保険法第80条に基づく報告の求めに応じ、当金庫の業務及び財産の状況につき調査を行っておりますので、以下のとおりご報告いたします。

### 2. 経営破綻の原因

#### (1) 当金庫をとりまく経営環境と経営状況

当金庫は、大正11年5月11日、大阪府下に居住する地域住民の企業活動と生活の向上を目的として開業されました。営業地域につきましては、大阪市、豊中市、守口市、大東市、東大阪市、八尾市、吹田市、摂津市、門真市、堺市、寝屋川市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、枚方市、交野市、四條畷市、高石市、茨木市、池田市、箕面市、南河内郡美原町、大阪狭山市、柏原市、富田林市、高槻市、和泉市、泉大津市、河内長野市、尼崎市及び伊丹市であり、店舗は大阪市に本店、その他38支店で営業しております。営業体制は主として訪問・集金活動により小口の預金を集め、それを地域の中小零細企業等に対して融資をするなど地域密着経営を行ってまいりました。

#### (2) 経営破綻に至った経緯

厳しい経営環境の下、健全経営を目指して、経営体质の強化を図るため、不良債権の整理、回収の促進と償却の実施、審査管理体制の整備を図り、資産内容の健全化に努めるとともに店舗の見直しや人件費を含めた経費の節減、預貸利鞘の確保、店舗売却等により償却・引当財源の確保に努めてまいりました。

しかしながら、審査管理に厳正さを欠いたこと、余資運用についてリスク管理の対応が不十分であったことに加えて、バブル経済の崩壊とそれに続く景気低迷の長期化から取引先の業況悪化が進み、その上、地価の下落による不良債権の増加及び株式市況悪化により有価証券含み損を抱えたこと等から、経営状況は厳しい状況となりました。

このような状況の下、当金庫は、平成13年3月期決算において、当期利益は1,016百万円、自己資本比率は6.21%となっておりましたが、平成13年3月末を基準日とする近畿財務局の立入検査の内容等も踏まえて、平成13年9期末を基準日として自己査定を実施したところ、債務者の業績悪化や担保評価方法の見直し等による新たな追加償却・引当や有価証券の償却等が生じたことから、2,576百万円の債務超過の状況に陥ることとなり、自己資本比率は▲2.45%となりました。このような状況下において、当金庫の財産をもって債務を完済することができない状況である

と判断いたしました。

これまでも自己資本の充実やリストラ等、最大限の努力をしてきたところであります  
が、抜本的な経営改善のための有効な方策を見出せず、今後の自力再建は困難であると  
の結論に至りました。

### (3) 破綻に至った要因

当金庫の破綻の外部要因としては、バブル経済の崩壊とそれに続く長期にわたる景気  
低迷により、取引先が倒産、破産、債務超過に至る、または取引先からの返済の条件変  
更を余儀なくされる等、債務者の業況が悪化の一途を辿っていること、またこれに加え  
て、地価の下落による保全不足や、株式市況悪化による多額の有価証券含み損が生じた  
ことがあげられます。また、内部要因としては、バブル期において審査管理不十分のま  
ま量的拡大にウェイトをかけた業務運営をおこなったことに加えて、自己査定において、  
債務者の状況把握が不足しており、具体的には、財務分析、返済能力の妥当性、担保評  
価の妥当性の検討について不十分な点がみられることがあげられます。また余資運用に  
おいて、適切な運用が行われず、保有枠やロスカットルール等の検討・対応が遅れたこ  
とも破綻に至った内部要因と考えられます。

## 3. 管理を命ぜる処分までの状況

### (1) 資本の状況

当金庫は、平成13年3月期決算において、当期利益は1,016百万円、自己資本  
比率は6.21%となっておりましたが、平成13年3月末を基準日とする近畿財務局  
の立入検査の内容等も踏まえて、平成13年9月末を基準日として自己査定を行った  
結果、不良債権増加による引当額が増加したことに加えて、保有有価証券の著しい下落  
による有価証券の含み損の拡大により、2,576百万円の債務超過の状況に陥ること  
となり、自己資本比率が▲2.45%と大幅に低下することになりました。

### (2) 自己資本回復の断念

平成13年9月末日を基準日とした自己査定の結果、大幅な債務超過、自己資本比率  
の低下により当金庫の財産をもって債務を完済できない状況にあり、当金庫の置かれた  
現状を見ますと地域経済の景気回復や株価の急速な回復等が見込めない状況下において、  
これを乗り切れる経営回復の具体策も見出せず、これ以上の存続は極めて困難と判断し、  
平成14年1月25日預金保険法第74条第5項に基づく申出を行うことになりました。

## II. 業務及び財産の状況

### 1. 与信業務

当金庫の与信業務については、主要営業地域である大阪府下の製造業、卸、小売業を含む中小零細企業者への融資が極めて高水準であります。

〈貸出残高推移〉 店舗数：39店（内出張所0店）

（単位：百万円、%）

	10年3月末 (構成比)	11年3月末 (構成比)	12年3月末 (構成比)	13年3月末 (構成比)	業界平均13年3月 (構成比)
貸出金残高	450,798 (100.0)	450,018 (100.0)	419,576 (100.0)	388,910 (100.0)	178,121 (100.0)
内中小企業	350,028 (77.6)	349,913 (77.8)	330,150 (78.7)	322,894 (83.0)	123,572 (69.4)
内個人	96,252 (21.4)	96,295 (21.4)	87,459 (20.8)	64,145 (16.5)	51,384 (28.8)
内その他	4,516 (1.0)	3,810 (0.8)	1,966 (0.5)	1,870 (0.5)	3,163 (1.8)

### 2. 預金業務

当金庫の預金業務では個人預金の構成比が13年3月末残高で72.0%と高く、主に地域住民や中小零細企業の家族や従業員によって預金が維持されてまいりました。

〈預金残高推移〉 店舗数：39店（内出張所0店）

（単位：百万円、%）

	10年3月末 (構成比)	11年3月末 (構成比)	12年3月末 (構成比)	13年3月末 (構成比)	業界平均13年3月 (構成比)
預金残高	518,775 (100.0)	534,513 (100.0)	524,400 (100.0)	539,098 (100.0)	279,683 (100.0)
内個人預金	360,803 (69.5)	382,872 (71.6)	381,259 (72.7)	388,138 (72.0)	213,560 (76.4)
内法人預金	121,492 (23.4)	123,974 (23.2)	113,639 (21.7)	122,969 (22.8)	53,976 (19.3)
内その他	36,479 (7.0)	27,666 (5.2)	29,501 (5.6)	27,990 (5.2)	12,144 (4.3)

### 3. 投資等業務

#### (1) 投資有価証券

投資有価証券につきましては、債券、外国証券、投資信託主体の運用を行ってまいりました。破綻公表後、資金繰り対策として売り切りを行い、残高は大幅に減少いたしました。

〈投資有価証券残高推移〉

(単位：百万円)

	11年3月末	12年3月末	13年3月末	13年3月末 の評価損益
投資有価証券	43,458	29,213	44,833	▲ 1,839
国債・地方債	7,745	9,561	22,442	715
社債	27,506	11,572	10,770	321
株式	1,608	1,493	984	▲ 258
その他	6,598	6,586	10,636	▲ 2,618
貸付有価証券	—	—	—	—

(2) 商品有価証券

当金庫は、商品有価証券は保有していません。

4. 固定資産等の状況

保有固定資産（事業用不動産、所有不動産）の状況は以下の通りです。

今後は、業務運営上必要不可欠なもの以外は順次売却する方針とします。

〈固定資産の状況〉

(単位：百万円)

	土 地				建 物		
	件 数	簿 価 取 得 価 格	評 価 額	含み損	件 数	簿 価 取 得 価 格	簿 価 償 却 後
事業用不動産	30	10,050	7,671	2,379	48	1,939	1,845
所有不動産	1	144	108	35	1	17	17

5. 不良債権の状況

当金庫の不良債権は以下の通りとなっています。

〈リスク管理債権の状況〉

(単位：百万円、%)

	1 2 年 3 月 期		1 3 年 3 月 期		業 界 平 均 (13年3月期)	
	貸 出 金 高	貸出金に 占める割 合	貸 出 金 高	貸出金に 占める割 合	貸 出 金 高	貸出金に 占める割 合
破綻先債権	14,086	3.4	12,212	3.1	2,438	1.2
延滞債権	44,791	10.7	32,795	8.4	10,698	5.5
3ヶ月以上延滞債権	1,997	0.5	481	0.1	233	0.1
貸出条件緩和債権	18,510	4.4	26,798	6.9	5,016	2.6
合 計	79,385	18.9	72,286	18.6	18,387	9.4

（金融再生法の開示債権）

（単位：百万円、%）

	1 2 年 3 月 期		1 3 年 3 月 期		業 界 平 均 (13年3月期)	
	金 頓	債権の占 める割合	金 頓	債権の占 める割合	金 頓	債権の占 める割合
破綻更生債権	33,220	7.1	31,926	7.4	6,822	3.4
危険債権	28,194	6.0	16,203	3.8	7,795	3.9
要管理債権	20,507	4.4	27,279	6.3	4,693	2.3
正常債権	385,714	82.5	355,579	82.5	182,736	90.4
合 計	467,635	100.0	430,987	100.0	202,048	100.0

### III. 事業譲渡等の見込みについて

#### 1. 基本方針

##### （1）早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、大阪信用金庫に円滑な譲渡を行うことにより、金融仲介機能の維持および当金庫の事業価値の劣化防止に努めます。

##### （2）優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

##### （3）経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費、物件費等の営業経費の削減を図ります。

##### （4）地域金融機能の維持

当金庫の営業地域において、引き続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないように配慮します。

##### （5）内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、大阪信用金庫への円滑な事業譲渡を目指します。

##### （6）責任追及体制の確立

預金保険法第83条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確に致します。

## 2. 具体的施策

預金保険法の趣旨を充分に踏まえ、業務の円滑な譲渡および善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

## 3. 事業譲渡の見込み

事業譲渡を行う大阪信用金庫について、信用金庫としての事業特性や地域経済、及び善意かつ健全な中小零細企業者を中心とする取引先への配慮を念頭に置き、早期に事業譲渡できるよう努力してまいります。

# IV. 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

## 1. 調査の概要

預金保険法第83条によると、金融整理管財人は、旧経営陣、すなわち理事もしくは監事又はこれらの者であった者に対する責任の追及を行うことが重要な職務の一つとされています。金融整理管財人は、就任後、当金庫の旧経営陣の刑事上・民事上の責任追及の可否を検討するために、特別に委任した弁護士3名と監査法人から構成される責任解明委員会を設置し、当金庫の内部資料の提出を求め、必要に応じて職員から事情聴取を行うなどして、慎重に事実の調査・検討を行ってきました。

## 2. 刑事責任について

業務上横領罪又は背任罪を中心に該当する事実の有無につき、稟議書、会計帳簿等を精査しましたが、現在まで、これらに該当する明確な事実を発見するまでに至っておりません。

## 3. 民事責任について

### (1) 相互信用金庫の破綻に至った経緯

当金庫が破綻に至った経緯における特徴的な問題点としては、①多額の不良債権を発生させた融資案件の問題のほか、②余資運用としての投資信託による損失の問題、③自己査定及び償却引当の当否の問題、があります。

しかし、②の投資信託の問題については、確かに平成14年1月時点において約32億6300万円の損失が生じており、うち約21億4000万円が一つの投資信託による損失であるものの、これらはいずれも昭和63年から平成元年頃のいわゆるバブル期に購入された通常の株式型投資信託であって、さほどリスクの高い金融商品ではなく、偏にバブル期以後の大幅な株価下落が大きな損失を招いたものでした。

また、当金庫の余資運用全般を見ても、資産規模に比して株式投資の割合はかなり低く、デリバティブへの投資も全くなく、余資運用規定に違反する投資も行われておらず、余資運用につき相当に堅実な投資スタンスが採られていたと言えます。

## (2) 融資案件の調査の内容

当金庫では、融資残高が5億円までの融資は、支店限りで審査・実行をなし得る体制がとられていました。

そして5億円超の融資については、平成7年4月までは常務会がこれを審査し、平成7年5月以降は、5億円超15億円以下の与信審査は審査会、15億円超の与信審査は専務会がこれを行うこととされていました（なお、審査会においては、理事長は構成員になっていません）。

そこで旧経営者の責任を追及するためには、上記規定上、審査会、専務会ないし常務会が決済を行った融資案件を調査対象とすべきものと考えました。

調査案件の選別に当たっては、以下の基準による抽出を行い、その結果、54名の債務者への融資が調査対象となりました。

- ① 過去10年間に5億円以上の償却が行われている貸付債権
- ② 名寄せの総与信額10億円以上にして、Ⅲ及びⅣ分類の貸付先を含む貸付先グループ
- ③ 近畿財務局検査結果報告書に特記貸出金として指摘がある貸付先のうち、Ⅲ及びⅣ分類のもの
- ④ その他、後記の自己査定問題を含む調査の過程全般において融資の適正さに疑義が生じた案件

## (3) 融資案件の調査結果

調査の過程においては、昭和63年頃から平成3年頃までの融資に不動産関係の巨額融資が目立ち、さらにバブル崩壊によりこれらが実質的に不良債権と化した後には、金利分の追い貸しや継続処理によって、表面的には不良債権と扱わずに問題を先送りしている例が多く見受けられました。

しかしながら、融資実行後10年以上が経過している案件は、時効の観点から経営者責任の追及は困難と思われ、金利分の追い貸しや継続処理も、当不当の問題は別として、実損がないため法的責任とは結びつき難い面があります。

このようなことから、結局、旧経営者の経営責任を追及できる可能性がある案件としては、7件にとどまりましたが、調査については、まだ十分行なったとはいはず、今後の補充調査が必要と考えます。

## (4) 自己査定及び償却引当の問題

旧経営陣に対する経営責任追及に伴う調査の過程において、前記のとおり、不良債権化したバブル期の巨額融資につき金利分の追い貸しや継続処理を行うなどして、表面的には不良債権と扱わずに問題を先送りにする処理が頻繁に見受けられた上、当金庫の平成10年頃からの大口融資先グループへの融資には、例えば、当該債務者自身あるいは関連会社に新規融資を行って収益マンションを購入させ、その融資金の一部ないし収益の一部によって既存の不良債権の一部を回収し、そのことをもって自己査定における債

務者区分（財務局の査定より優良な区分）の有利な根拠として用いるといったケースが目立ち（当金庫内ではこのような不良債権対策としての融資全般を「スキーム貸し」と呼んでいたようです）、平成12年3月期の決算の段階で、当金庫は平成11年3月末を基準とする財務局の査定と大きく異なる自己査定（引当金を減少させる方向での自己査定）を行っておりました。

これに対し、平成12年3月末を基準日とする平成13年3月の財務局検査、同年11月の日銀考查、さらに平成13年3月末を基準日とする同年12月の財務局検査と続いた各検査等において、自己査定の甘さ及び償却引当金不足についての問題の指摘を受け、債務者区分や担保評価等につき必要な見直しを行った結果、債務超過に陥っていることが判明しました。

また、責任解明委員会の構成員である監査法人において、平成12年3月末に当金庫が実施した自己査定による償却引当の妥当性をサンプリングにより個別に調査し、個々に認定し直した償却引当不足額を集計した結果でも、多額の追加償却等を行う必要があり、その結果当期利益は赤字となることから、配当を行うには内部留保の取り崩しを実施する必要があったものと認められます。

自己査定及び償却引当の問題は、違法配当や決算関係書類の不実記載といった民事・刑事両面にわたる経営者の責任に繋がり得る問題であります。具体的な責任追及には更に調査が必要と考えます。

#### 4. 総括

責任解明委員会の報告を基に検討した結果、現時点においては、直ちに刑事告訴や民事訴訟の提起に結びつくまでの事実は認められず、法的責任追及に踏み切るまでには至っておりませんが、上記のとおり、今後の継続的な調査により、これらに結びつく可能性がある問題点が存在するものと認められます。

したがって、当金庫の事業譲渡以降においても引き続き責任追及が行い得るよう、調査資料を株式会社整理回収機構に引き継いだ上で、旧経営陣に対する損害賠償請求権等を同社に譲渡する予定です。

以上